

東近江市公告

東近江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年東近江市条例第240号)第6条及び第7条の規定に基づき、令和2年度における東近江市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和4年2月1日

東近江市長 小 椋 正 清

1 採用、退職及び職員数の状況（条例第3条第1号関係）

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門 名	職 員 数 (人)		対前年 増減数	主な増減理由
	令和2年	令和3年		
一般行政部門	805	812	7	
議 会	7	7	0	
総 務	200	206	6	企画・統計調査業務、支所対応
税 務	54	54	0	
民 生	319	318	△ 1	福祉総合政策の整理・強化、保育士退職不補充
衛 生	79	80	1	ワクチン接種の推進
労 働	3	3	0	
農林水産	46	44	△ 2	支所対応
商 工	13	15	2	商工業者支援事業の強化
土 木	84	85	1	空家対策の強化
教育部門 (教育長含む。)	110	109	△ 1	退職不補充
公営企業等会計	95	94	△ 1	
病 院	4	3	△ 1	医師退職不補充
水 道	22	22	0	
下 水 道	21	21	0	
そ の 他	48	48	0	
合 計	1,010	1,015	5	

注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、会計年度任用職員を除く。

(2) 職員の採用状況

(単位:人)

	一般行政職	教諭保育士	保健師	看護師	県等派遣職員	技能労務職	医師・薬剤師 医療技術職	企業職	計
R2.4.2～ R3.3.31	－	－	－	－	－	－	－	－	0
R3.4.1	24	13	1	－	9	－	－	2	49
合 計	24	13	1	0	9	0	0	2	49

(3) 職員の退職状況

(単位:人)

	一般行政職	教諭保育士	保健師	看護師	県等派遣職員	技能労務職	医師・薬剤師 医療技術職	企業職	計
R2.4.1～ R3.3.30	2	2	－	－	－	－	－	－	4
R3.3.31	20	10	－	－	9	11	1	2	53
合 計	22	12	0	0	9	11	1	2	57

2 給与及び休暇に関する状況（条例第3条第3号及び第4号関係）

(1) 人件費の概要（令和2年度普通会計決算）

区 分	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A
令和2年 度	千円 62,648,273	千円 8,896,574	% 14.20

注) 人件費には、市長、副市長及び教育長に支給される給料、市議会議員等に支給される報酬等を含んでいます。

(2) 職員給与費（令和3年度普通会計予算）

職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
933	3,526,468	779,088	1,424,960	5,730,516	6,142

注1) 職員手当の額は、退職手当を除いています。

注2) 給与費は、当初予算に計上された額です。

(3) 特別職の給料など（令和4年1月1日現在）

	給料・報酬	期末手当（令和2年度支給割合）									
市 長	900,000 円	<table><tr><td>6月期</td><td>1.675</td><td>月分</td></tr><tr><td>12月期</td><td>1.675</td><td>月分</td></tr><tr><td>計</td><td>3.350</td><td>月分</td></tr></table>	6月期	1.675	月分	12月期	1.675	月分	計	3.350	月分
6月期	1.675		月分								
12月期	1.675		月分								
計	3.350		月分								
副市長	750,000 円										
教育長	700,000 円										
議 長	460,000 円										
副議長	390,000 円										
議 員	370,000 円										

(4) 一般職の給料など

①平均給料及び平均年齢（令和3年4月1日現在）

区 分	一般行政職員		技能労務職員	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
東近江市	310,100 円	42.9 歳	305,000 円	53.3 歳
国	325,827 円	43.0 歳	286,947 円	50.9 歳

②初任給及び採用2年後の給料（令和3年4月1日現在）

区 分		東近江市		国	
		決 定 初任給	採用2年経過日 の給料額	決 定 初任給	採用2年経過日 の給料額
一般行政 職 員	大学卒	円	円	円	円
		188,700	199,900	I 195,500 II 182,200	I 207,800 II 193,900
	高校卒	円	円	円	円
		154,900	164,700	150,600	158,900

注) 大学卒の国の欄中 I 及び II は、国家公務員採用試験の区分です。

③経験年数別・学歴別平均給料月額（令和3年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政 職 員	大学卒	円 263,600	円 294,000	円 364,200
	高校卒	円 227,000		円 335,300

(5) 一般行政職員の級別人員（令和3年4月1日現在）

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
標準的な職務内容	部 長	次 長 課 長	課長補佐 主 幹	係 長 副主幹	主 査 主 任	主 事 技 師	主 事 技 師	
職員数	人 18	人 105	人 85	人 88	人 115	人 98	人 84	人 593
構成比	% 3.0	% 17.7	% 14.3	% 14.8	% 19.5	% 16.5	% 14.2	% 100.0

注1）給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。

注2）標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(6) 職員手当の種類とその内容（特に指定するものを除き令和4年1月1日現在）

手 当 名	支給内容		
地域手当	支給対象地域	市内全域	
	支給率	3%	
	支給対象職員	全職員	
扶養手当	配偶者	6,500 円	
	子等の扶養親族	10,000 円	
	配偶者のない職員の扶養親族 1 人目	子	10,000円、父母等 6,500円
	16歳となる年度の初めから22歳の年度末までの子の加算（一人当たり）	5,000 円加算	
住居手当	[借家・借間]		
	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 最高 28,000 円		
通勤手当	[交通機関等利用者]		
	1箇月の運賃等相当額を支給 （6箇月の定期券額による） 最高 55,000 円		
	[交通用具使用者]		
	自動車・自転車等の別、通勤距離に応じて支給		
	区 分		自動車等
	2 km以上 5 km未満		4,100 円
	5 km以上 10km未満		6,000 円
	10km以上 15km未満		7,900 円
	15km以上 20km未満		10,100 円
	20km以上 25km未満		12,900 円
	25km以上 30km未満		15,800 円
	30km以上 35km未満		18,700 円
	35km以上 40km未満		21,600 円
	40km以上 45km未満		24,400 円
	45km以上 50km未満		26,200 円
50km以上 55km未満		28,000 円	
55km以上 60km未満		29,800 円	
60km以上		31,600 円	
		自転車	
		2,300 円	
		4,400 円	
		6,600 円	
		8,900 円	

手 当 名	支 給 内 容			
期末・勤勉手当 (令和3年度)	○支給割合			
		期 末	勤 勉	計
	6月期	1.275 月	0.950 月	2.225 月
	12月期	1.275 月	0.950 月	2.225 月
	計	2.550 月	1.900 月	4.450 月
職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり				
退職手当 (令和3年4月1日現在)	○支給割合			
		自己都合	早期・定年	
	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
	勤続25年	28.0395 月分	33.2705 月分	
	勤続35年	39.7575 月分	47.709月分	
最高限度	47.709月分	47.709月分		
特殊勤務手当				
	手当の種類		17種類	
	手当支給職員の割合		17.3%	
	支給職員一人当たり平均支給月額		3,237円	
	支給額の多い手当		医師調整手当	
多くの職員に支給されている手当		変則勤務手当		
時間外勤務手当				
	令和2年度支給総額		235,446 千円	
	支給職員一人当たり平均支給年額		351,412 円	
管理職手当 (令和3年4月1日現在)	職 名		支給額	
	部長		84,200 円	
	理事		79,700 円	
	次長		70,600 円	
	課長		62,300 円	
	参事		58,100 円	
	課長補佐		55,000 円	
	主幹		51,000 円	
	園長		43,000 円～ 62,300 円	

(7) 年次有給休暇の使用状況 (令和2年度)

(a) 総付与日数	(b) 総取得日数	(c) 対象職員数	(b)／(c) 平均取得日数	(b)／(a) 取 得 率
日 23,795	日 6,324.0	人 629	日 10.1	% 26.6

注) 「対象職員」は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの全期間を在職した職員に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業又は休職の事由がある職員並びに派遣職員を除いています。

(8) 育児休業及び部分休業の取得状況（令和２年度）

（単位：人）

区 分	令和２年度中の育児休業 取得状況（全職員）		令和２年度中に新たに育児休業が取得 可能となった職員の育児休業取得状況		
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児休業 対象者数	育児休業	部分休業
男 性	5	4	24	3	0
女 性	66	22	21	21	0
計	71	26	45	24	0

３ 分限及び懲戒処分状況（条例第３条第６号関係）

(1) 分限処分状況（令和２年度）

①職員の意に反する降任・免職の状況

（単位：人）

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休職	降給	合計
勤務実績がよくない場合	－	－	－	－	0
心身の故障の場合	－	－	7	－	7
職に必要な適格性を欠く場合	－	－	－	－	0
廃職または過員を生じた場合	－	－	－	－	0
刑事事件に関し起訴された場合	－	－	－	－	0
条例で定める事由による場合	－	－	－	－	0
合 計	0	0	7	0	7

(2) 懲戒処分状況（令和２年度）

（単位：人）

処分の種類 処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正	－	－	－	－	0
一般服務違反関係	－	－	－	－	0
一般非行行為	－	－	－	－	0
収賄等関係	－	－	－	－	0
道路交通法違反	－	－	－	－	0
監督責任	－	－	－	－	0
合 計	0	0	0	0	0

4 人材育成に関する状況（条例第3条第9号関係）（令和2年度）

名 称	目的及び概要	参加者数 (延べ人数)
一般（階層別）研修	新規採用職員研修（採用前、フォローアップ、後期）、2年目職員研修	248 人
一般（特別）研修	人事考課制度考課者研修、地域担当職員研修、インターンシップ受入、庁内報編集委員研修	322 人
職場研修	職場内グループ研修（公務員倫理、人権、接遇）	2,765 人
派遣研修（一般研修）	滋賀県市町村職員研修センター	183 人
派遣研修（特別研修）	滋賀県市町村職員研修センター、滋賀大学地域活性化プランナー学び直し塾、都市幹部職員研修会、人事管理研修、企業内人権研修、その他	31 人
派遣研修（専門研修）	滋賀県市町村職員研修センター、滋賀県建設技術センター、市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所	49 人
派遣研修（指導者養成研修・指導者研究会）	滋賀県市町村職員研修センター	0 人

5 福利厚生に関する状況（条例第3条第10号関係）

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（令和2年度）

名 称	対 象 者	受診者数
定期・成人健診	全職員	935 人
胃検診	35歳以上職員	383 人
子宮頸がん検診	20歳以上奇数年齢の女性職員	154 人
乳がん検診	20歳以上偶数年齢の女性職員	176 人
大腸検診	35歳以上職員	462 人

(2) 公務災害及び通勤災害の認定件数 (令和2年度)

通 勤 災 害	公 務 災 害	計
0	5	5

(3) 福利厚生事業 (令和2年度)

地方公務員法第42条に基づく福利厚生計画の実施団体として、東近江市職員互助会を組織し、条例に基づき職員の相互救済及び福祉の増進を図っています。

・主な歳入

会費	13,688 千円	957名 給料月額4/1000
手数料	3,078 千円	生命保険取扱手数料等
負担金	2,606 千円	市負担金

・主な歳出

体育費	1,372 千円	体育クラブ助成等
文化教養費	229 千円	文化クラブ助成等
厚生費	3,899 千円	福利厚生事業
給付金	7,560 千円	

・給付金の種類

結婚給付金	2万円
退職給付金	3千円×勤続年数
人間ドック給付金	経費の2分の1 (3万円限度)
永年勤続祝い金	勤続20年は3万円、同30年は8万円分の旅行券又は三方よし商品券
介護休暇給付金	介護休暇を取得する間の給与が共済組合掛金額に満たないとき その不足する額
傷病給付金	2週間以上の入院療養 1万円、引続き2箇月以上の入院療養 1万円 (再度)
出産給付金	1子につき1万円
葬祭料及び弔慰金	会員の死亡 葬祭料 20万円、弔慰金 30万円 供花又は盛籠 1万円以内
親族弔慰金	配偶者 5万円、 実父母・養父母 2万円 実子・養子 2万円、 兄弟姉妹 (同居) 1万円 配偶者の実父母・養父母 (同居) 1万円、 他の扶養親族 1万円 供花又は盛籠 1万円以内
災害給付金	水震火災その他非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき その都度定めた額

公平委員会の業務の状況に係る報告について

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況

(条例第 5 条第 1 号及び第 2 号関係)

1 措置の要求の状況

なし

2 不服申立ての状況

なし